

一般社団法人長野県作業療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県作業療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、作業療法の実践に基づく理念の啓発・普及事業を行うことにより、県民の保健、医療及び福祉の発展充実に寄与するとともに、作業療法士の資質を向上することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 作業療法を通して県民への啓発と普及、保健、医療及び福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 作業療法及び作業療法士の質の向上に資する事業
- (3) 会員の相互福利に関する事業
- (4) 作業療法に関する調査・研究等の事業
- (5) 作業療法を通した内外関係団体との保健、医療及び福祉の支援、増進に資する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第4項に規定する作業療法士で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 作業療法士以外で、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し功労があった者又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会において承認されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半分以上であって、総正会員の3分の2以上の決議によって該当会員を除名することができる。この場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上滞納し、理事会の決議により承認されたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 退会したとき。

(会費の不返還)

第11条 退会、除名及び資格を喪失したときは、既に納めた入会金及び会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。会長は、請求があった日から6週間以内に理事会の決議に基づき招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに関しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面又は代理人による表決)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から総会において選任された2名以上の正会員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の構成)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、3人を副会長とし、その他の理事を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、総会の決議により会長候補者、副会長候補者及び常務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者から会長等を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解任

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 学術大会

(学術大会の名称及び目的)

第 33 条 この法人に、長野県作業療法学術大会(以下「学術大会」という。)を置く。

2 学術大会は、作業療法に関する科学及び技術の研究に関する事業を行う。

(大会長)

第 34 条 学術大会に大会長 1 名を置く。

2 大会長は、正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て選任する。

(学術大会の運営)

第35条 この章に定めるもののほか、学術大会に関して必要な事項は、担当部署及び理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局

第43条 この法人は、事務を執行するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項及び重要な職の任命については、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(施行細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は青木 朗とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定に関わらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。